

令和 3 年 9 月 2 2 日
子ども・若者部子ども育成推進課

世田谷区奨学資金貸付金の償還に係る訴えの提起について

1. 主旨

世田谷区奨学資金事業は、平成 22 年度より実施された国のいわゆる高校授業料無償化（就学支援金）制度の定着により、平成 28 年 8 月 1 日をもって条例を廃止したところであるが、これまでに貸付を行った奨学資金について、引き続き債権管理を行っている。

区からの督促や再三の連絡にも応じない滞納者について、世田谷区債権管理重点プランに基づき、弁護士に債権整理・回収業務を委任契約し、債務整理を行っている。

弁護士からは、滞納者に対して督促を行うだけではなく、分割納付に関する相談について案内するなど柔軟な対応をとっているものの、当事者が一切応じないことから滞納している奨学資金貸付金の償還を求めて専決処分により訴訟を提起する。

2. 訴訟の内容

原告 世田谷区

対象者 1 件 2 名

滞納金額合計 1 0 5 万円

<内訳>

奨学生本人及び連帯保証人

滞納金額（本人） 1 0 5 万円 ※1

滞納金額（連帯保証人） 9 9 万 2 0 0 0 円 ※2

※1 貸付金額 1 1 0 万円－既支払分 5 万円＝1 0 5 万円

※2 貸付金額 1 1 0 万円－消滅時効援用分 1 0 万 8 0 0 0 円＝9 9 万 2 0 0 0 円

請求の趣旨 (1) 各対象者は、滞納金額及び支払期日の翌日から支払済みまで年 1 4 . 6 パーセントの割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、対象者の負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

3. 今後のスケジュール（予定）

令和 3 年 1 1 月 福祉保健常任委員会（専決処分の報告及び予定案件の説明）

1 1 月 第 4 回区議会定例会（専決処分の報告）

4. その他

本案件は、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づく議会の委任による専決処分の指定事項の処理について（依命通達）に該当するため、専決処分により訴訟を提起するものである。